岸和田市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町で国民健康保険または、後期高齢者医療制度に加入の方限定

JAいずみのは あなたの健康を応援します！

特定健診 特別金利定期貯金

取扱期間 令和7年 5月1日(木) ≫≫ 令和8年 3月31日(火)

期間中、スーパー定期貯金(元利金継続型／1年)
10万円以上100万円以下を
新規でお預け入れいただくと右記金利を適用します。
※金利環境の変化等により、予告なく内容・条件を変更したり、取扱を中止する場合があります。

年 0.28% (税引後0.223%)

対象となる方	①、②、③の条件をすべて満たすJAいずみの組合員様(ご出資いただければその場で、組合員にご加入頂けます。) ①以下の4市1町の国民健康保険に加入されている40歳以上の方、もしくは後期高齢者医療制度に加入されている方 岸和田市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 ②令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に特定健診・健康診査を受診され、定期貯金の申し込みをされた方 ③新たなご資金(※)で定期貯金を作成の方 ※ご本人様がすでにJAいずみのにお預け入れになっている資金は除きます。
ご契約に必要なもの	①国民健康保険または後期高齢者医療の保険証 ②対象となる特定健診等を令和7年4月1日から令和8年3月31日の間で40歳以上の方が受診した日付を確認できる書類等 ③本人確認書類
商品内容	スーパー定期貯金 (元利金継続型 1年) 10万円以上100万円まで お一人様一回限り 分割受入不可 (総合口座・通帳式定期に限る)
その他	●商品名:「特定健診特別金利定期貯金」 ●税率:20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税となります。(令和19年12月31日までの適用となります。) ●適用金利:預入時の特別金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時のスーパー定期貯金店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ●この定期貯金は原則として満期日まで解約できません。やむを得ず満期日前に本定期貯金を解約された場合は、当組合所定の中途解約利率を適用いたします。詳しくは、店頭の商品概要説明書「特定健診特別金利定期貯金」または当JAホームページ(https://www.ja-izumino.or.jp/)をご覧ください。 ●この商品は貯金保険制度の保証対象商品であり、同保険範囲内で保証されます。お近くの各支店へお問い合わせください。 表示有効期限：令和8年3月31日

JAいずみの ホームページ https://www.ja-izumino.or.jp/

中央支店:072(437)0658
土生郷支店:072(428)3468
有真香支店:072(428)4597
東葛城支店:072(446)0014
山滝支店:072(479)0601
山直上支店:072(479)0015
八木支店:072(445)0129
南掃守支店:072(427)5443
城北支店:072(445)8881
山直下支店:072(445)0001
春木支店:072(439)2370
いずみおおつ支店:0725(21)4121
あびこ支店:0725(20)0804
取石支店:072(272)0606
高石支店:072(264)0001
忠岡支店:0725(32)1341
くずのは支店:0725(41)2880
和泉支店:0725(41)2385
北池田支店:0725(55)0480
南池田支店:0725(55)0380
槇山支店:0725(92)1501
南松尾支店:0725(54)0190

この定期貯金は、JAいずみの全支店で取り扱っています。どうぞ、お近くの支店をご利用ください。